

# サンケイ化学 農薬登録情報

## ベルコート水和剤

イミノクタジンアルベシル酸塩水和剤

登録番号：農林水産省登録第 18821 号（登録会社：日本曹達株式会社）

有効成分：イミノクタジンアルベシル酸塩・・・40.0%

殺菌剤分類：M7

毒性：普通物（毒物及び劇物に該当しないものを指している通称）

販売エリア：熊本県・宮崎県・鹿児島県

### 適用拡大登録取得のお知らせ

弊社取扱い商品「ベルコート水和剤」は令和6年12月25日付で下記の内容を適用拡大いたしました。

#### 【適用病害虫の範囲または使用方法変更の内容】

- ・作物名「りんご」の適用病害虫名「輪紋病」、「褐斑病」、「すす点病」、「すす斑病」及び「黒点病」の希釈倍数を「1000倍」から「1000～1500倍」に変更する。
- ・作物名「りんご」に適用病害虫名「うどんこ病」及び「黄腐病」を追加する。
- ・作物名「みかん」の適用病害虫名「そうか病」の希釈倍数「1000倍」を「1000～2000倍」に変更する。
- ・作物名「みかん」に適用病害虫名「貯蔵病害（緑かび病）」を追加する。
- ・作物名「かんきつ（みかんを除く）」に適用病害虫名「そうか病」及び「貯蔵病害（緑かび病）」を追加する。
- ・作物名「びわ」に使用方法「無人航空機による散布」を追加する。

#### 【適用病害虫名および使用方法（今回の適用拡大に該当する作物のみ記載）】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	イミノクタジンを含む農薬の総使用回数
りんご	黒星病 斑点落葉病	1000～ 2000倍	200～700ℓ /10a	収穫前日 まで	6回以内 (但し、 開花期以降 散布は3回以内)	散布	8回以内 (液剤及び水和剤は 合計6回以内 (開花期以降は3回以内)、 塗布剤は2回以内)
	輪紋病 褐斑病 すす点病 すす斑病 黒点病	1000～ 1500倍					
	うどんこ病 黄腐病	1000倍					
みかん	灰色かび病 そうか病	1000～ 2000倍			3回以内	3回以内	
かんきつ (みかんを除く)	貯蔵病害(緑かび病)	2000倍			2回以内	2回以内	
びわ	灰斑病 灰色かび病	1000倍		収穫7日前 まで	3回以内	無人航空機 による散布	3回以内
		10倍	4ℓ/10a				

## 【使用上の注意事項の変更等】

以下のとおり追加し、<変更後>のとおりとする。

### <追加>

- ・無人航空機による散布を行う場合には、次の注意事項を遵守すること。
  - ① 散布機種種の散布基準に従って行うこと。
  - ② 散布機種種に適合した散布装置を使用すること。
  - ③ 散布中に薬液の漏洩がないよう、事前に機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
  - ④ 散布薬剤の飛散によって他の動植物等に影響を与えないよう、散布区域の選定に注意するとともに、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
- ・無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。

### <変更後>

#### 使用上の注意事項

- (1) 本剤はイミノクタジンを含む農薬であるので、他のイミノクタジンを含む農薬の使用回数と合わせ、作物ごとの総使用回数の範囲内で使用すること。
- (2) りんごに使用する場合、芽出し2週間過ぎから落花後25日ごろまではさび果を生じるおそれがあるので、この時期の散布はさけること。
- (3) なしに使用する場合、西洋なし品種ルレクチエではさび果を生じるので使用しないこと。
- (4) ももに使用する場合、缶桃14号等の缶詰用品種では葉に薬斑を生じるので使用しないこと。
- (5) 本剤をおうとうに使用する場合は、着色始期から中期の散布では薬害(着色障害)が生じるおそれがあるので使用しないこと。
- (6) かきに使用する場合、西村早生では葉に薬斑を生じるので使用しないこと。
- (7) メロンに使用する場合、交配2~3日前から交配2週間後までの幼果の時期には、薬害を生じるおそれがあるので、この時期の散布はさけること。また、若葉への散布や高温時の散布では、薬害を生じることがあるので注意すること。
- (8) キャベツに使用する場合、浸透性を高める効果のある一部の展着剤を混用すると薬害を生じる場合があるので、展着剤混用に当たっては事前にその適否を確認すること。
- (9) ばらに対して薬害を生じるので、かからないように注意して散布すること。
- (10) 蚕に対して毒性があるので、桑にかからないように注意して散布すること。
- (11) 散布量は、対象作物の生育段階、栽培形態及び散布方法に合わせ調節すること。
- (12) 無人航空機による散布を行う場合には、次の注意事項を遵守すること。
  - ① 散布機種種の散布基準に従って行うこと。
  - ② 散布機種種に適合した散布装置を使用すること。
  - ③ 散布中に薬液の漏洩がないよう、事前に機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
  - ④ 散布薬剤の飛散によって他の動植物等に影響を与えないよう、散布区域の選定に注意するとともに、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
- (13) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合は、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (14) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- (15) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

#### 水産動植物に係る注意事項

- (1) 水産動植物(藻類)に影響を及ぼすおそれがあるので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- (2) 無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。
- (3) 使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきること。散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

なお、ご使用にあたっては商品に貼付してあるラベルをご参照下さい。



# サンケイ化学株式会社

本 社 〒891-0122 鹿児島市南栄二丁目 9 番地 TEL:(099)268-7588  
宮崎事務所 〒880-0056 宮崎市神宮東三丁目 6-19 山本ビル TEL:(0985)25-7051